

## いわゆる「ごみ屋敷」対策について

平成28年12月1日「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」（以下、「条例」という。）を施行し、いわゆる「ごみ屋敷」（以下、「ごみ屋敷」という。）対策を進めています。

### 1 「ごみ屋敷」の件数について 別紙参照

「ごみ屋敷」とは、物の堆積等に起因して害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は物の崩落のおそれ等により、近隣に影響がある不良な生活環境としています。

(1) 平成28年度中に把握した近隣に影響がある不良な生活環境の件数

**93件**

(2) 平成29年3月末時点で把握した近隣に影響がある不良な生活環境の件数

**67件**

(3) 平成28年度中に近隣への影響が解消等された件数

**26件**（条例に基づく排出支援により解消されたものは8件）

### 2 排出支援について

条例に基づき、本人が片付けに同意したものの自ら行うことができないケースについて、区役所と資源循環局が協力して排出支援を行っています。なお、排出支援後は、区役所が円滑に福祉サービスの導入を図るなど再発防止につなげています。

<排出支援を行った件数>（平成28年12月1日から平成29年3月31日まで）

**11件**（うち3件は排出支援継続中 平成29年3月末時点）

### 3 支援例

(1) Aケース ～条例制定をきっかけに解決した事案～

- 堆積物の一部が崩落したことを契機に、週1回程度、本人と区が面談を実施。堆積し始めた理由や生活状況を把握するとともに、撤去の必要性を繰り返し説明した。
- 本人の状況に合わせ、福祉保健センターだけでなく、関わる可能性のある部署全てがチームを組み支援した。
- 条例施行前ではあったが、本人の立場に立って、条例の趣旨や、周辺住民の生命、財産に深刻な影響があるにも関わらず再三の働きかけに応じない場合は、今後は本人の意に反して指導、勧告、命令、代執行の措置を行うこともありうると率直に説明した結果、本人自ら事業者を頼み、ごみ等を撤去した。
- 撤去した後も地域から孤立した状態が続いている。再発防止のため区役所が定期的に訪問するなどのフォローをしているが、再発防止の対応に苦慮している。

## (2) B ケース ～条例に基づく排出支援につなげ解決した事案～

- 屋外に雨ざらしのものがあり、最近本人を見かけないとの声が福祉保健センターに寄せられた。
- 区職員が訪問しても本人に会えない中、民生委員、町内会長から本人に関わる情報をうかがい、親族の協力をいただくことで本人と接触ができるようになった。
- 当初は家に入れてもらえなかったが、近所で本人、親族と打合わせるなど丁寧に関ったことで、家に入れてもらえるようになり、排出支援の同意を得るまでになった。
- 事前に区職員と資源循環局事務所職員が本人の状況を共有したうえで対応することにより、本人の不安を和らげ、気持ちを尊重しながら生活に支障のある場所から段階的に排出を支援し、屋内外の生活環境の改善につなげた。

## (3) C ケース ～区局一体となり解決に向けて取り組んでいる事案～

- 崩落の危険がある箇所が複数あり解消が困難な事案を、区、資源循環局、健康福祉局に加え、関係する部局を交え解決に向けた検討を行っている。
- 困りごとに寄り添った福祉的支援と法令等による指導など、様々な角度から解消に向けた働きかけを行い、条例施行後 100 回程度、訪問等をしている。(本人との接触は、1 / 3 程度)
- 本人、親族、近隣住民等へ生活歴、家族構成、心身の状況を聞き取るなどし、本人が抱えている困りごとを引き出しながら福祉的な支援をしている。
- 既存の制度を活用したごみの持ち去り禁止や崩落の危険のある箇所の撤去などの法令等による指導をしている。
- 最近では本人と定期的に会えるようになり、関係性の構築も図られ、崩落の危険性が高い部分について、排出に向けた話がされている。

## 4 条例施行後の所感

- (1) 「ごみ屋敷」対策を行うことが市の業務として明確に位置づけられたことで、職員がより積極的に取り組めるようになった。
- (2) これまで対応が難しかった福祉・保健を必要と感じていない人への支援についても、区役所が対応チームをつくることで各セクションの連携が進み、26 件の「ごみ屋敷」が解消された。
- (3) 平成 28 年 7 月から平成 29 年 3 月までの間に、広報等で条例が市民の皆様に周知され、新たに 33 件の掘り起こしにつながった。一方、平成 29 年 3 月末時点の 67 件のうち約 3 / 4 は 27 年以前に把握したものであり、解決に向けて時間を要している事案が多く残っている。

## 5 課題

- (1) 当事者によって、ごみを撤去しても再び物を溜め込んでしまうとといった、撤去後の課題もある。「ごみ屋敷」に至った背景の分析や支援方法などのノウハウを蓄積するとともに、医療的な支援の体制が必要である。
- (2) 高齢化、地域におけるつながりの希薄化などを背景に「ごみ屋敷」の問題は、今後増加していく可能性がある。当事者と地域住民の関係を構築し、地域における孤立を解消しなければ根本的解決にはつながらない。市として引き続き支援するとともに、地域住民や関係機関と連携しながら、解決や再発を防止できるよう取り組む必要がある。

## 各区の内訳について

区名	(平成28年6月末時点)		28年度中に把握した近隣に影響がある不良な生活環境の件数	近隣への影響が解消等された件数	(平成29年3月末時点)
	近隣に影響がある不良な生活環境の件数	7月～3月までに新たに把握した件数			近隣に影響がある不良な生活環境の件数
全市合計	60	33	93	26	67

## 【区ごとの詳細】

鶴見	6	2	8	2	6
神奈川	5	1	6	3	3
西	3	2	5	0	5
中	15	5	20	4	16
南	5	3	8	3	5
港南	0	0	0	0	0
保土ヶ谷	3	1	4	1	3
旭	9	4	13	4	9
磯子	2	2	4	0	4
金沢	4	0	4	2	2
港北	1	5	6	1	5
緑	1	1	2	1	1
青葉	0	2	2	1	1
都筑	0	1	1	0	1
戸塚	2	2	4	1	3
栄	1	1	2	0	2
泉	1	0	1	0	1
瀬谷	2	1	3	3	0

## 1 条例の概要

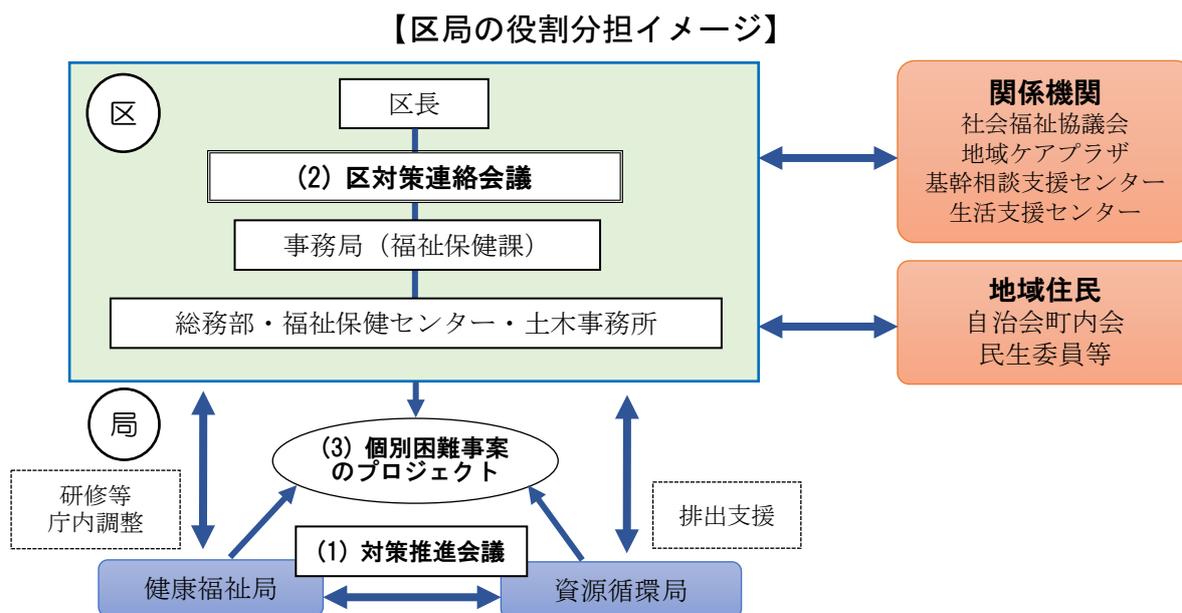
ごみ屋敷の解決を図るためには、ごみを片付けるだけではなく、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当事者に寄り添った支援を行うことを基本方針としています。

しかし、再三の説得にも応じていただけず、近隣住民の財産のみならず、生命・身体にまで危害が及ぶおそれがあるなど、本人の同意が得られなくても、撤去を行う必要がある場面もあり得ることから、命令・代執行を規定しています。

※3 ページ 対策フロー図を参照

## 2 推進体制

18区役所と健康福祉局・資源循環局が一体となり、さらに関係機関や地域とともに対策に取り組み、根本的な問題解決を目指しています。



### (1) 市全体の対策を推進する「対策推進会議」

区役所、健康福祉局、資源循環局の区局長、部長級職員で構成しています。市全体の「ごみ屋敷」対策の進捗管理等を行います。

### (2) 区の対策を推進する「区対策連絡会議」

区長をトップに、部課長級の職員で構成しています。区内の情報を共有し、「ごみ屋敷」の判定、対応方針や支援体制の決定、個別事案の進捗管理等を行います。

### (3) 解決が困難な事案の対策を検討する「個別事案対策検討プロジェクト」

区局の関係部署の課長、係長級の職員で構成しています。近隣への影響が大きく区役所の働きかけだけでは解決が困難な事案について、メンバー全員が堆積者の成育歴や近隣への影響度合い等を共有し、それぞれの専門分野に基づく知見でのアプローチ方法や、行使できる権限を議論しあい、英知を結集して対策にあたります。

#### <設置状況>

現在1区で設置し、平成28年12月から平成29年5月までの間に計6回開催

## 2 審議会について

### (1) 目的

命令・代執行に関する事項及び本市の建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する対策への調査審議、答申を目的としています。

### (2) 開催状況等

ア 第1回 平成28年12月22日

主な内容：会長・副会長の選出、審議会運営要綱の制定、対策に関する説明等

イ 第2回 平成29年5月2日

主な内容：平成28年度の取組実績について等

### (3) 委員からいただいた主な意見

- 横浜市の条例は、福祉的措置、予防など他都市と比較しても踏み込んでい  
る。2局と区が連携して関わる方法も評価できる。
- ごみ屋敷の背景がさまざまであること等、住民に理解してもらうことが大事。
- 条例化で、住民からの期待も高まる。市民の思いもしっかりと受け止めていか  
ないといけない。

# いわゆる「ごみ屋敷」対策のフロー図

